

事業者の皆様へ

# 神栖市事業ごみ適正処理ガイドブック



## 目次

- 1 廃棄物の区分……………P1
- 2 事業者の責務……………P3
- 3 事業ごみを処理する際の注意点…P3
- 4 事業ごみの分け方・出し方……………P4
- 5 事業ごみの処理方法……………P6
- 6 50音分別手引き表……………P8

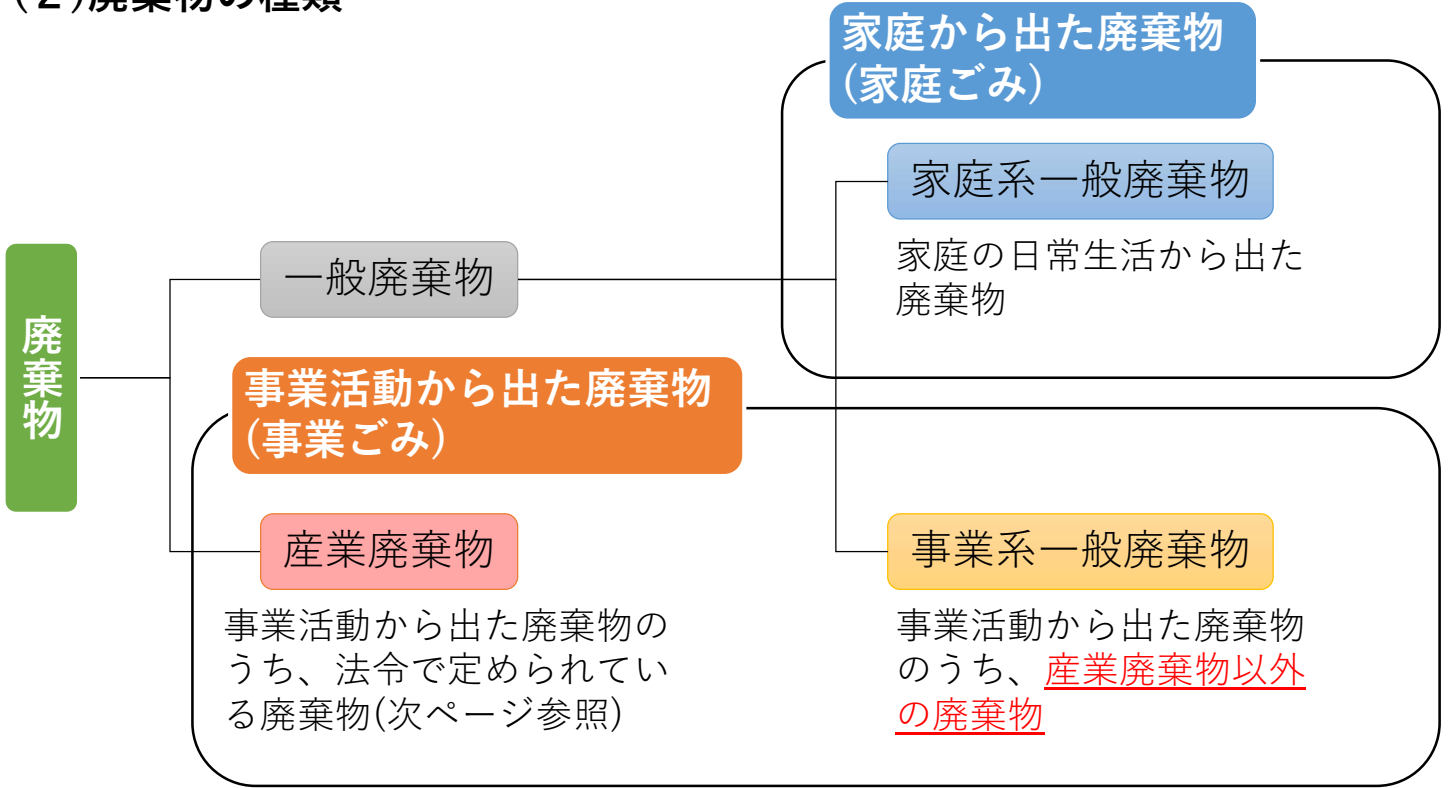
発行日 令和6年3月

発行元 神栖市生活環境部廃棄物対策課

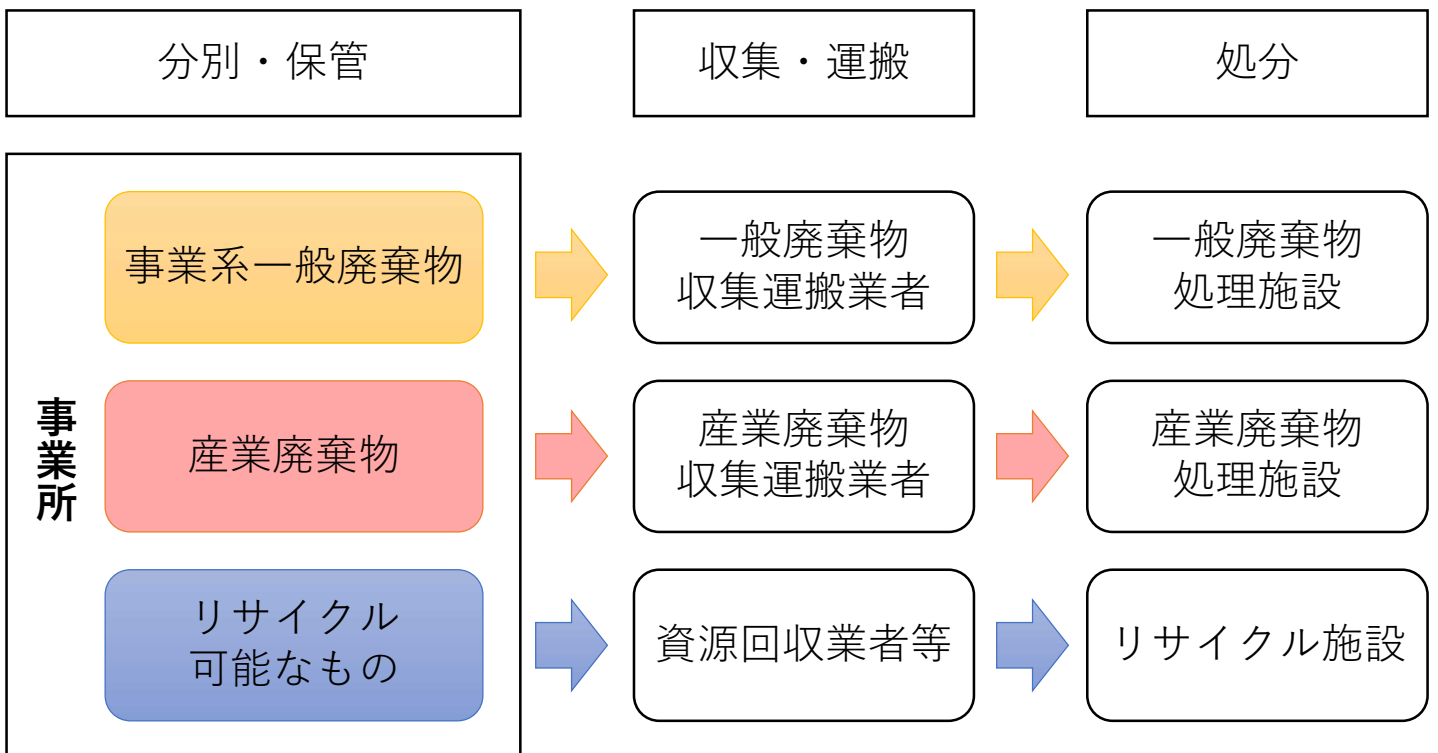
# 1 廃棄物の区分

(1) 廃棄物の定義 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項  
「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却することができないために不要となった、固形または液状のものをいいます。

## (2) 廃棄物の種類



## (3) 事業ごみの処理の流れ



※事業者自身(自社)での搬入もできます。

## (4)産業廃棄物の種類

### ・あらゆる事業活動から出たもの

	種類	具体例
①	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ等
②	汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
③	廃油	鉱物製油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
④	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
⑤	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
⑥	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
⑦	ゴムくず	天然ゴムくず
⑧	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
⑨	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
⑩	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
⑪	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
⑫	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

### ・特定の事業活動から出たもの

	種類	具体例
⑬	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
⑭	木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 ※貨物の流通のために使用したパレットは全ての業種が対象
⑮	繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
⑯	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
⑰	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑱	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
⑲	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体

⑳ 上記の廃棄物を処分するために処理したもので、上記のいずれにも該当しないもの(コンクリート固形化物など)

## 2 事業者の責務

事業者は、廃棄物の処理に関して廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「法律」という。)第3条により、以下の3つの責務を有します。  
※事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、公共公益事業等を営む者も含まれるため、注意してください。

- ①事業ごみを自らの責任において処理しなければならない。
- ②事業ごみの再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めなければならない。
- ③物の製造、加工、販売等に際して、その生産物が最終的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難とならないようにしなければならない。

## 3 事業ごみを処理する際の注意点

### (1) 事業ごみは家庭ごみの集積所には出せません。

事業ごみを家庭ごみの集積所に出した場合は、不法投棄とみなされます。なお、不法投棄は、法律第16条の違反行為となり、**罰則【5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科(法人は3億円以下の罰金)】**が課されます。

(注意点)

◆事業ごみは、ごみ処理施設へ自社で搬入するか、産業廃棄物または一般廃棄物の収集運搬許可業者へ収集を委託してください。なお、ごみ処理施設や収集運搬許可業者は、産業廃棄物と一般廃棄物の2種類の許可に分かれています。処理するごみの種類と同じ許可を持つごみ処理施設へ持ち込むか収集運搬許可業者に委託してください。許可業者は、以下のホームページで確認することができます。

○茨城県産業廃棄物収集運搬許可業者

一般社団法人茨城県産業資源循環協会 TEL 029-301-7100

<http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp>

○神栖市一般廃棄物収集運搬許可業者

神栖市生活環境部廃棄物対策課 TEL 0299-90-1148

<https://www.city.kamisui.ibaraki.jp/business/waste/1002674/1002675.html>

### (2) 住居と店舗が一緒の場合も分別が必要です。

住居と店舗、事務所等の事業所が同一の建物であっても、事業ごみは家庭ごみの集積所には出せません。家庭ごみ、事業ごみを分別し適正に処理してください。

住居から  
出たごみ

家庭ごみ

店舗から  
出たごみ

事業ごみ

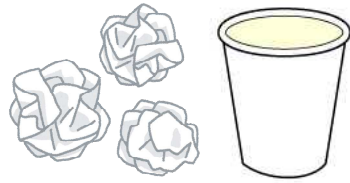
## 4 事業ごみの分け方・出し方

### (1) 事業系一般廃棄物

#### 紙くず

リサイクルできない紙類(においや汚れの付いたもの、カーボン紙などの特殊加工紙)

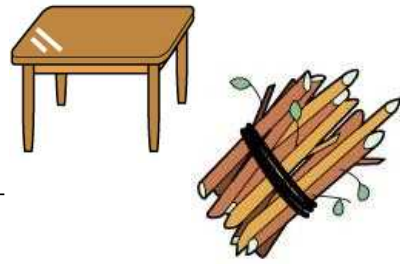
- ◆建設業や紙製造業等、特定の事業活動から出た場合は、産業廃棄物です。



#### 木くず

木製の机、イス、タンス、棚、剪定枝、落ち葉など

- ◆建設業や木製品製造業等、特定の事業活動から出た場合は、産業廃棄物です。
- ◆貨物流通パレット(積付けに使用した梱包用木材を含む)は、業種に関係なく産業廃棄物です。



#### 繊維くず

天然繊維(毛布、木綿布、絹、じゅうたん)、作業服(綿、絹など)

- ◆建設業や繊維工業等、特定の事業活動から出た場合は、産業廃棄物です。



#### 動植物性残さ

生ごみ、魚のあら、食料品の売れ残り、天然皮革(かばん、ブーツ、コート、革製の敷物)

- ◆食料品製造業や飼料製造業等、特定の事業活動から出た場合は、産業廃棄物です。



神栖市または鹿島地方事務組合の処理施設に自社で搬入するか(6ページ参照)、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

#### 資源化(リサイクル)可能な紙類

ダンボール、新聞紙、雑誌、その他の紙

- ◆感熱紙、カーボン紙、耐水紙などの特殊加工紙は、リサイクルできません。
- ◆引き取り先により分別方法が変わるため、引き取り先に分別方法を確認してください。
- ◆建設業や紙製造業等、特定の事業活動から出た場合は、産業廃棄物です。



リサイクルプラザに自社で搬入するか(6ページ参照)、リサイクル業者または一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

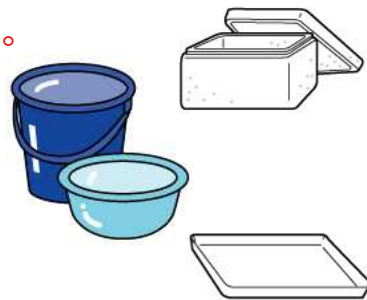
## (2)産業般廃棄物

### プラスチック類

※事業所から出されるプラスチック類は産業廃棄物です。

クリアファイル、バインダー、ボールペン、  
発泡スチロール、食品トレイ、梱包用PPバンド、  
化学合成繊維(カーテン、作業服など)、ポリバケツ、  
スポンジ、ナイロンタオルなど

◆できるかぎり、資源化業者に資源化処理を委託してください。



### 缶、ビン、ペットボトル

◆できるかぎり、納入業者や資源化業者に資源化処理を委託してください。



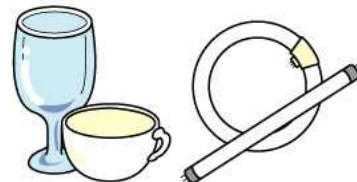
### 金属類

缶類(スプレー缶など)、金属類、その他金属製のもの  
(事務所の机、イス、ロッカーなど)



### ガラス類、陶磁器類

コップ、ガラス類、陶磁器類、植木鉢、蛍光灯など  
※蛍光灯や電球は、産業廃棄物の金属くずとガラスくず  
の混合物です。



### 電池

アルカリ乾電池、マンガン乾電池、小型充電式電池など  
※産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物です。



### 廃油

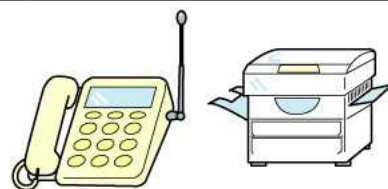
食用油、ラード、鋳物油、エンジンオイルなど



産業廃棄物処理施設に自社で搬入するか、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

### 家電製品

産業廃棄物処理業者へ委託するか、販売店やメーカーにお問合せください。

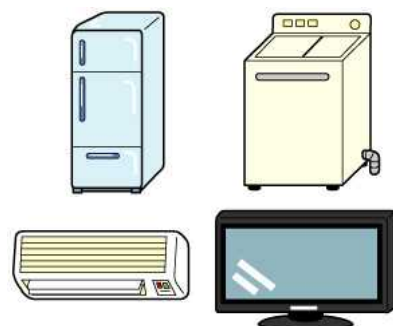


### 家電リサイクル法対象品目

(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、洗濯乾燥機)  
新旧製品の販売業者への引取依頼や産業廃棄物処理業者への委託、指定引取場所への運搬など適正に処理してください。

◆家庭用機器は、事業所で使っていても家電リサイクル法の対象ですので、家電リサイクル券の購入が必要です。

◆業務用機器は、産業廃棄物として適正に処理してください。



## 5 事業ごみの処理方法

### (1) 事業系一般廃棄物の処理方法

事業ごみは、事業者の責任で処分しなければなりません。事業者が自社で搬入するか神栖市の一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者に委託して、神栖市か鹿島地方事務組合の処理施設、または一般廃棄物の処分許可を持つ業者の処理施設に搬入してください。

#### ① 神栖市または鹿島地方事務組合のごみ処理施設へ自社で搬入する場合

搬入できるごみの種類ごとの処理費用や搬入先等は以下のとおりです。

**搬入先は、一般廃棄物処理施設のため、産業廃棄物は原則搬入できません。** 6 ページ、7 ページの「4 事業ごみの分け方・出し方」を確認し、**事業系一般廃棄物のみ搬入してください。** なお、資源物(空き缶、空きビン、ペットボトル、古紙)の出し方は、家庭用の「ごみの出し方・分け方ガイドブック」を確認してください。

○神栖地域の「ごみの出し方・分け方ガイドブック」

<https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/living/gomi/1000956/1000970/1011342.html>

○波崎地域の「ごみの出し方・分け方ガイドブック」

<https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/living/gomi/1000991/1001001/1011341.html>

ごみの種類	処理費用	搬入先	受付曜日
可燃ごみ(4 ページの紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ) ※長さ50cm、太さまたは厚さ20cm以下に切ったり、束ねたりして出してください。	190円/10kg (税抜き)※1 370円/10kg (税抜き)※1,2	○神栖地域の事業者 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター 神栖市東和田21-11 TEL 0299-97-1501 受付時間 9:00~16:00  ○波崎地域の事業者 広域波崎RDFセンター内仮設搬入所 神栖市波崎9602 TEL 0479-40-4332 受付時間 8:30~16:00	月曜日から土曜日 (ただし、12/31 ~1/3を除く) 年末年始のお休み については、広報 紙等でお知らせし ますので、ご確認 ください。
粗大ごみ(4 ページの紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さの内、長さ50cm、太さまたは厚さ20cm以下に切ったり、束ねたりして出すことが出来ないもの)	190円/10kg (税抜き)※1	○神栖地域の事業者 神栖市第一リサイクルプラザ 神栖市南浜1-10 TEL 0299-96-8075 受付時間 8:30~16:00	
有害ごみ(蛍光灯、乾電池) ※水銀灯は搬入できません。 蛍光灯は1事業所あたり、1年間で50本までしか搬入できません。	1,000円/10kg (税抜き)※1	○波崎地域の事業者 神栖市第二リサイクルプラザ 神栖市波崎9602 TEL 0479-44-2071 受付時間 8:30~16:00	
資源物(空き缶、空きビン、ペットボトル、古紙) ※汚れていたり、分別ができていないものは、産業廃棄物ですので搬入できません。	無料		

※1、10kg未満の端数は、その数量を10kgとして計算します。

※2、穀物ダストや刈草など一度に大量に出るため、指定袋を使用することが困難な廃棄物の場合。

(注意点)

◆神栖市が指定するごみ収集指定袋(事業者用可燃：緑色、事業者用不燃：オレンジ色)を使用しなければなりません。

※ただし、可燃ごみでかつ一度に大量に排出されるため、指定袋を利用する事が困難な廃棄物(穀物ダスト、刈草等)は、個別に相談してください。

相談先：鹿島地方事務組合施設整備課 TEL 0299-90-1266



## ②神栖市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に委託する場合

排出する事業系一般廃棄物の種類や量を把握した上で業者に相談してください。なお、業者によって取り扱っている品目や料金が異なりますので確認してください。

神栖市の許可を受けた業者は、下記のホームページで確認できます。

<https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/waste/1002674/1002675.html>

(注意点)

◆無許可の業者や取り扱えない品目を委託すると、法律第6条の2第6項または第7項に違反することとなり、**罰則【最大で5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科】**が課されますので、神栖市の一般廃棄物収集運搬業の許可証の内容と有効期限を確認してください。

◆事業系一般廃棄物の収集運搬を委託された業者は、法律第7条第14項によりほかの業者への再委託が禁止されていますので、持ち込み先を確認してから契約してください。

## (2)産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は、産業廃棄物処理施設へ自社で搬入するか産業廃棄物処理業者へ委託してください。処理業者に委託する場合は、茨城県の許可を持った業者へ委託してください。なお、業者によって取り扱っている品目や料金が異なりますので、確認してください。業者や許可内容は、下記のホームページで確認できます。

○許可業者の確認

一般社団法人茨城県産業資源循環協会 TEL 029-301-7100

<http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp>

○許可内容の確認

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 TEL 029-301-3033

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/haitai/index.html>

(注意点)

◆無許可の業者に委託すると、法律第12条第5項に違反することとなり、**罰則【5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科】**が課されますので、許可の内容と有効期限を確認してください。

◆産業廃棄物の引き渡し時には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する必要があります。交付しないと法律第12条の3第1項に違反することとなり、**罰則【1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはこの併科】**が課されますので、注意してください。



# 6 50音分別手引き表

「産業廃棄物」は「産廃」、「事業系一般廃棄物」は「一廃」、リサイクル可能なものは「リサ」、  
「廃プラスチック類」は「廃プラ」、「水銀使用製品産業廃棄物」は「水銀廃棄物」と記載しています。

	品名	分類	産廃品目	備考	
あ	空き缶	産廃	金属くず		
		リサ			
	空きビン	産廃	ガラスくず		
		リサ			
	アクリル板	産廃	廃プラ		
	アルミサッシ	産廃	金属くず		
安全靴	産廃	廃プラ	金属くず		
		金属くず			
い	衣装ケース	産廃	廃プラ		
	イス(金属製)	産廃	金属くず		
	イス(プラスチック製)	産廃	廃プラ		
	イス(木製)	一廃			木製品製造業等は産廃
	一斗缶	産廃	金属くず		
	衣類乾燥機	産廃	廃プラ 金属くず		家庭用機器は家電 リサイクル法対象
	インクカートリッジ	産廃	廃プラ		
	う	うちわ(骨部分がプラスチック製)	産廃		廃プラ
え	エアコン	産廃	廃プラ	家庭用機器は家電 リサイクル法対象	
			金属くず		
	LED照明	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず		
	塩化ビニル管	産廃	廃プラ		
	エンジンオイル	産廃	廃油		
	延長コード	産廃	廃プラ 金属くず		
鉛筆	一廃				
お	OA用紙	リサ			
	温度計	産廃	金属くず ガラスくず	水銀を使用したものは水銀廃棄物	
	温度計(デジタル)	産廃	廃プラ 金属くず		
か	化学繊維品	産廃	廃プラ		
	傘	産廃	廃プラ 金属くず		
	カセットテープ	産廃	廃プラ		
	カセットボンベ	産廃	金属くず		
	カッターナイフ	産廃	金属くず		
	壁紙	産廃	廃プラ		
	紙くず	リサ			
	紙パック(飲料用・アルミコーティング)	一廃			
	紙パック(牛乳・ジュース類)	リサ			
	紙袋(紙のみ)	リサ			
	紙袋(特殊加工)	一廃			
	紙やすり	一廃			

	品名	分類	産廃品目	備考
か	ガラス製品	産廃	ガラスくず	
	瓦	産廃	陶磁器くず	
	乾燥剤シリカゲル(泥状)	産廃	汚泥	
	乾燥剤シリカゲル(粒状)	一廃		
き	キーボード(パソコン用)	産廃	廃プラ	金属くず
			金属くず	
	機械油	産廃	廃油	
	漁網	産廃	廃プラ	
金庫	産廃	金属くず		
く	釘	産廃	金属くず	
	草	一廃		
	靴(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
	靴(天然皮革・繊維製)	一廃		
	クリアファイル	産廃	廃プラ	
	クリップ	産廃	廃プラ 金属くず	
	軍手・軍足	産廃		天然繊維製は一廃
	け	蛍光管・蛍光灯	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず
結束バンド	産廃	廃プラ		
こ	小麦	一廃		食料品製造業等は産廃
	ゴム製品(合成ゴム製)	産廃	廃プラ	
	ゴム製品(天然ゴム製)	産廃	ゴムくず	
	米	一廃		食料品製造業等は産廃
さ	作業服	産廃		天然繊維製は一廃
	雑誌	リサ		
し	CD	産廃	廃プラ	
	シールの台紙	一廃		
	磁気カード	産廃	廃プラ	
	自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
	シャープペンシル	産廃	廃プラ	
	充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
	消火器	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
	新聞紙	リサ		
す	スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
	スチール棚	産廃	金属くず	
	ストーブ	産廃	廃プラ 金属くず	
	ストロー	産廃	廃プラ	紙製は一廃
	スパナ	産廃	金属くず	

	品名	分類	産廃品目	備考
す	スポンジ	産廃	廃プラ	
	炭(未使用)	一廃		
	スリッパ	産廃	廃プラ	
せ	生花	一廃		
	せっけん	産廃	廃油	
	洗濯機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
	せん定枝	一廃		
た	台車	産廃	廃プラ 金属くず	
	タイヤ	産廃	廃プラ	
	タイヤのホイール	産廃	金属くず	
	たばこの吸殻	一廃		
	ダンボール	リサ		
つ	机(金属製)	産廃	金属くず	
	机(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
	机(木製)	一廃		木製品製造業等は産廃
て	DVD	産廃	廃プラ	
	テレビ	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
	電球	産廃	金属くず ガラスくず	
	電池	産廃	廃プラ 汚泥 金属くず	一部水銀廃棄物
	電話機	産廃	廃プラ 金属くず	
と	陶磁器	産廃	陶磁器くず	
	トタン	産廃	廃プラ 金属くず	
	塗料(固形)	産廃	廃プラ	
	塗料(水性・液状)	産廃	廃酸または 廃アルカリ 廃プラ	
	塗料(油性・液状)	産廃	廃油 廃プラ	
な	長靴	産廃	廃プラ	
	生ごみ(塵芥類)	一廃		食料品製造業等は産廃
	南京錠	産廃	金属くず	
ね	ネット	産廃	廃プラ	
	粘着テープ(紙・布製)	一廃		
	粘着テープ(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
は	灰	産廃	燃え殻	
	廃食用油	産廃	廃油	
	パソコン	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
	バッテリー	産廃	廃酸 廃アルカリ 廃プラ 金属くず	一部水銀廃棄物

	品名	分類	産廃品目	備考
は	発泡スチロール	産廃	廃プラ	
	刃物	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
	パレット(木製)	産廃	木くず	
	パレット(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
	ハンマー	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
	ハンガー	産廃	廃プラ 金属くず	
ひ	PPバンド	産廃	廃プラ	
	ビデオテープ	産廃	廃プラ	
	ビニールホース	産廃	廃プラ	
ふ	フィルム	産廃	廃プラ	
	プラスチック製 容器包装	産廃	廃プラ	
	古布(衣類・毛布)	産廃		天然繊維製は一廃
へ	ペットボトル	産廃	廃プラ リサ	
	ヘルメット	産廃	廃プラ	
ほ	ポイントカード	産廃	廃プラ	
	包装紙(紙のみ)	リサ		
	包装紙(特殊加工)	一廃		
	ボールペン	産廃	廃プラ	
	ホチキス	産廃	廃プラ 金属くず	
	ポリバケツ	産廃	廃プラ	
ま	保冷剤	産廃	廃プラ	
	マウス(パソコン用)	産廃	廃プラ 金属くず	
	マウスパッド	産廃	廃プラ	
	巻き尺	産廃	廃プラ	
	マグネット	産廃	金属くず	
	マッチ	一廃		
め	メディアケース (CD、DVD等)	産廃	廃プラ	
も	モップ	産廃	廃プラ	柄の材質によっては混合物
ら	ライター	産廃	廃プラ 金属くず	
	ラップ類	産廃	廃プラ	
れ	レインコート	産廃	廃プラ	
	冷蔵庫(冷凍庫)	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
	レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
	レジ袋	産廃	廃プラ	
	レンガ	産廃	陶磁器くず	
ろ	ロッカー	産廃	金属くず	
わ	割り箸	一廃		